

部長会議付議事案書（報告）

（令和5年2月13日）

提案課名 市民相談人権課

報告者名 櫻田 真砂子

<p>事案名</p>	<p>秦野市パートナーシップ宣誓制度の導入について</p>	<p style="text-align: center;">(有)</p> <p>資料</p> <p style="text-align: center;">無</p>
<p>提案趣旨</p>	<p>本市は、総合計画の基本施策の一つとして、「人権を尊重し多様性を認めあう社会づくり」を目指しています。こうした中、性的少数者を含むカップルや婚姻届を出していない事実婚である方は、共同生活をしている相手との関係を他者に理解されにくいという悩みや困難を抱えています。</p> <p>これらの方々が自分らしく生きることを応援するとともに、多様な性に関する市民の理解を促進することを目的として秦野市パートナーシップ宣誓制度を導入するに当たり、その制度の骨子について報告するものです。</p>	
<p>概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年7月に、別紙「秦野市パートナーシップの宣誓制度の骨子」を基本に、秦野市パートナーシップ宣誓制度を導入します。 2 宣誓により利用できる行政サービスについて、関係各課による検討を行います。 3 近隣市町村と、相互連携協定の締結に向けた協議を進めます。 	
<p>経過</p>	<p>令和4年1月 性的少数者を講師とする性の多様性についての職員研修</p> <p>〃 3月～12月 講演会、映画会による性の多様性についての啓発</p> <p>〃 10月 Webアンケートによる性の多様性及びパートナーシップ宣誓制度の導入に関する市民意識調査</p> <p>令和4年12月～5年1月 庁内各課等に、制度案及び行政サービスについての意見照会</p> <p>令和4年12月、5年1月 人権施策推進懇話会から、制度案について意見聴取</p> <p>令和5年1月 人権啓発推進庁内委員会で意見聴取</p> <p>〃 2月 政策会議で政策決定</p> <p>〃 2月 性的少数者を講師とする性の多様性についての職員研修</p>	
<p>今後の進め方</p>	<p>令和5年2月 議員連絡会で説明</p> <p>〃 3月 秦野市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱 制定</p> <p>〃 4月～ 市民、関係事業者（病院、不動産仲介業者等）に周知。記者発表（5月）、広報はだの特集号（6月15日号）</p> <p>〃 7月 秦野市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱 施行</p>	

秦野市パートナーシップの宣誓制度の骨子

1 趣旨

本市は、「水とみどりに生まれ 誰もが輝く暮らしよい都市^{まち}」を都市像に掲げるとともに、総合計画の基本施策の一つとして、また、人権施策推進指針の基本理念として、「人権を尊重し多様性を認めあう社会づくり」を目指しています。

こうした中、性的少数者※を含むカップルや婚姻届を出していない事実婚※である方は、共同生活を送っている相手との関係を他者に理解されにくいという悩みや困難を抱えています。

本市として、これらの方々が自分らしく生きることを応援するとともに、多様な性に関する市民の理解を促進するため、秦野市パートナーシップ宣誓制度を導入するものです。

※ 性的少数者…自認する性（性自認）が生物学的な性と一致しない人や、性愛の対象（性的指向）が同性又は両性である人など、多様な性のあり方の中で、多数の人が属する性のあり方とは異なる性のあり方に属する人。

※ 事実婚…夫婦と同様な共同生活の実態にあるが、なんらかの理由で婚姻を届け出していない互いに異性である2人の関係。

2 定義

- (1) パートナーシップ お互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した2人の関係（「4 宣誓の要件」に該当する者に限る。）をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップの関係にある2人が、本市に対し、双方がお互いをパートナーであると誓うことをいう。

3 制度の概要

この制度は、パートナーシップの関係にあると2人が宣誓したことを市が証明するものです。

宣誓書の受領により法律上の権利や義務が生じるものではありません。

4 宣誓の要件

宣誓することができるのは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法に規定する成年に達していること。
- (2) 次に掲げるいずれかに該当すること。ただし、同一住所に居住することができない特別の理由があると本市が認めるときは、この限りでない。

ア 双方が市内の同一住所に居住していること。

イ 一方が市内に住民登録があり、他方が宣誓後3か月以内にその住所への転入を予定していること（以下「転入予定者」という）。

ウ 双方が市内に住民登録があり、宣誓後3か月以内に市内の同一住所への転居を予定していること（以下「転居予定者」という。）。

(3) 現に婚姻していないこと。

(4) 現に宣誓する相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。

(5) 宣誓する相手が近親者（直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族で婚姻をすることができない関係）でないこと。

(6) 宣誓する相手と養子縁組をしているときは、宣誓する時点において養子縁組を解消していること。

5 宣誓の方法

宣誓をしようとする2人は、そろって市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書、宣誓に関する確認書兼同意書（以下「宣誓書等」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて本市に提出しなければならない。また、本人であることを明らかにする書類を提示しなくてはならない。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3か月以内に交付されたもの。転入予定者の場合は、転出証明書の写し又は転入予定であることが確認できる書類）

(2) 戸籍抄本又は配偶者のいないことが確認できる書類（宣誓日以前3か月以内に交付されたもの。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、本市が必要と認める書類

6 受領証等の交付

宣誓書等の提出があった場合に、要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）を交付する。（転入予定者が転入したときは、宣誓書等の提出日から3か月以内に住民票の写し、又はその他の転入したことを証する書類の提出があれば、受領証を交付する。）

希望者には、パートナーシップ宣誓書受領証カードを交付する。

宣誓者が宣誓書等に通称名を用いたときは、受領証及び受領証カードにその通称名及び戸籍上の氏名を記載する。

7 宣誓事項の変更

受領証の交付を受けた者は、パートナーシップ宣誓書の記載事項に変更が

あったときは、宣誓事項変更届に既に交付された受領証等を添えて、変更の事実を確認できる書類等を提出又は提示し、本市に届け出るものとする。

宣誓事項変更届があった場合において、その内容を確認し、変更があったと認めるときは、その届出者に変更後の受領証等を交付する。

8 宣誓の無効

次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

- (1) 当事者間にパートナーシップの関係がないとき。
- (2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。
- (3) 転入（転居）予定者が宣誓書を提出した場合にあって、転入（転居）を証明する書類又は同居の事実を証明する書類を提出しないとき。

9 宣誓制度の適用終了及び受領証等の返還

受領証交付済者が次の各号のいずれかに該当するときは、宣誓制度の適用は終了するものとし、受領証等を返還しなければならない。

- (1) 宣誓に係るパートナーシップの関係を解消したとき（死亡した場合を含む。）。
- (2) 宣誓者の一方若しくは双方が市外に転出したとき又は同一住所に居住しなくなったとき（一時的な場合を除く。）。
- (3) 婚姻したとき、又は宣誓する相手以外の者とパートナーシップの関係となったとき。
- (4) 宣誓が無効になったとき。

10 宣誓制度の適用終了に係る交付番号の公表

宣誓制度の適用を終了したときは、その受領証等の交付番号を公表することができる。

11 行政サービスについて

パートナーシップ宣誓により利用できる本市行政サービスの内容について、関係各課との調整を図ります。

12 近隣市町村との相互連携について

本市で宣誓書受領証の交付を受けた2人が他市町村へ転出した場合、又は他市町村で宣誓書受領証の交付を受けた2人が本市へ転入した場合に、引越先市の市町村においても、継続してパートナーシップ宣誓制度の適用を受けることができるよう、近隣市町村との間で、相互協定の締結に向けた協議を行います。